

魚津市公告第27号

魅力的な体験コンテンツ開発業務公募型プロポーザルの実施に
ついて

魅力的な体験コンテンツ開発業務委託募集要項に基づき、公募型プロポーザルを実施する。

令和6年5月28日

魚津市長 村椿 晃

魅力的な体験コンテンツ開発業務委託【募集要項】

1. 業務名

魅力的な体験コンテンツ開発業務

2. 概要及び目的

市内の観光資源を再度掘り起こし、また既存のコンテンツの磨き上げも行い、販売可能な体験コンテンツを関連団体と連携しながら企画・開発することにより、国内個人旅行者をメインとしつつインバウンドも見据え、観光客の市内滞在時間や回遊性を高めるとともに観光消費額を増加させ、第3次魚津市観光振興計画で定める目標の達成に資することを目的とする。

3. 業務内容及び仕様

別紙1「魅力的な体験コンテンツ開発業務委託【仕様書】」のとおり

4. 業務履行期間

契約締結日から令和7年3月19日(水)まで

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式により募集を行い、参加業者の中から総合的な審査及び評価によって1者を選定し、当該業者と随意契約により委託業務契約を締結する。

6. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公募開始から契約に至るまでの期間において、魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領（平成9年魚津市総第615号助役専決）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しない者であること。

- (5) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
- (6) 本業務と同種または類似する業務実績があること。
- (7) 本業務の実施にあたり、魚津市との打合せ等に適切に対応できること。

7. 契約限度額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定額を示すものではありません。

8. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により募集し、応募業者から選考する。
- (2) 委託事業者は、魚津市が指定する審査委員の評価に基づき、魚津市（以下「発注者」という。）で決定する。
- (3) 選考は、選考評価表に基づき提出書類、プレゼンテーション・ヒアリングの審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 応募業者が1者しかいない場合は、当該事業の企画提案内容を審査のうえ、発注者が基準とする評価点を上回っている場合は当該事業者と随意契約の交渉を行う。
- (7) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (8) 審査結果は、優先交渉権者以外の名称を伏せて各参加者の評価点合計を公表することとし、審査内容に関する事項は一切公表しない。

9. 評価基準

別紙2「選考評価表」に基づき選考委員が採点する。

10. プロポーザルのスケジュール

日程	内容
令和6年5月28日(火)	公募開始（魚津市 HP にて公開）、質問受付開始
令和6年6月6日(木)	参加申込・質問受付期限
令和6年6月13日(木)	企画提案書提出期限
令和6年6月20日(木)	プロポーザル審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)
令和6年6月21日(金)	審査結果通知日（予定）

11. 実施要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和6年5月29日(水)～令和6年6月6日(木)17時
- (2) 受付方法 別紙「質問票(様式1)」に基づき質問事項を記載して提出するものとする。また、電子メールに送信した後に、商工観光課観光戦略係まで送信した旨の電話をすること。

12. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月6日(木)17時(必着)
- (2) 提出場所 魚津市商工観光課観光戦略係
- (3) 提出方法 「参加申込書(様式2)」を持参、郵送、またはメール等
- (4) 受付返信 参加申込書の提出があった業者には、参加申込書に記載のメールアドレスに事務局から申込を正式に受付した旨を通知します。

13. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月13日(木)17時(必着)
- (2) 提出書類 業務の目的に留意し、次に掲げる書類を提出すること。
 - ①企画提案書(任意様式とし、以下の事項を盛り込むこと)
 - ・企画提案趣旨
 - ・業務実施体制(責任者、担当者等実施体制を記載)
 - ・業務の内容についての企画提案
 - ・実施スケジュール
 - ・類似業務の実績
 - ・その他
 - ※本事業の目的実現に向け、効果を高めると考えられる独自提案があれば提案すること。
 - ②参考見積書(任意様式、所要経費の明細を記載すること)
 - ③会社概要(任意様式)
- (3) 提出場所 魚津市商工観光課観光戦略係
- (4) 提出方法 持参、郵送またはメール等

14. プロポーザル審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施

- (1) 実施日時 令和6年6月20日(木)9時30分～(予定)
- (2) 実施場所 対面又はオンライン(zoom)
※オンラインでの提案を希望する場合は、「参加申込書(様式2)」提出時に連絡すること。

- (3) 実施時間 1 者につき 20 分程度
 プレゼンテーション 15 分程度、ヒアリング 5 分程度
- (4) 出席者 1 者につき 3 名までとする。
 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

15. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の作成、提出において、不正行為が認められた場合
- (4) 見積書に記載された金額が「7. 契約限度額」を超えた場合
- (5) 「6. 参加資格要件」の各号に掲げる参加資格要件に該当しない場合

16. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 採用された提案書等の著作権は魚津市に帰属する。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等は、魚津市情報公開条例に準じて公開することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

17. 問合せ先

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂 1 丁目 10 番 1 号
魚津市商工観光課観光戦略係 担当：高嶋、^{まさぎ}蒔崎
TEL : 0765-23-1025
FAX : 0765-23-1060
Mail : kanko@city.uozu.lg.jp

魅力的な体験コンテンツ開発業務委託【仕様書】

1. 業務名

魅力的な体験コンテンツ開発業務

2. 業務の目的

魚津市は山から海までわずか 25 km の距離・高低差 3,400m の範囲で「水の循環」が 1 つのまちで完結する、世界的にも稀な地形をしている。その自然や水の恵みに育まれた観光資源、それを活用した体験・ツアーが点在しているが、その多くが商品化されておらず、着地型観光の環境整備が不十分である。

本業務は市内の観光資源を再度掘り起こし、また既存のコンテンツの磨き上げも行い、販売可能な体験コンテンツを関連団体と連携しながら企画・開発することにより、国内個人旅行者をメインとしつつインバウンドも見据え、観光客の市内滞在時間や回遊性を高めるとともに観光消費額を増額させ、第 3 次魚津市観光振興計画で定める目標の達成に資することを目的とする。

3. 対象市場

国内旅行者 ※インバウンドを見据えること

4. 業務の内容

(1) セミナーの開催

- ①魅力的な体験コンテンツ開発のポイントやコンテンツ販売のメリット・デメリット、開発に向けての伴走支援方法、開発後の販路等について、市内事業者向けのセミナーを開催する。
- ②インバウンドを見据えた市の観光方針等を周知し、市のインバウンド対応の現状や今後を検討する材料となる観光事業者や市民向けのセミナーを開催する。
- ・企画、資料作成、講師派遣、参加の募集・取りまとめ、進行等、開催に係る業務全般を実施する。
- ・参加者数を十分に集められるよう市と共同し募集を行う。
- ・セミナーの回数や①②のセミナーを合同開催するかは指定しない。
- ・会場については、市と協議の上、決定する。

(2) 体験コンテンツの企画・開発

- ・(1) のセミナーに参加した市内事業者を中心とした意欲のある事業者と連携して、フォローアップを行いながら体験コンテンツを企画・

開発する。

- ・新たに企画・開発する体験コンテンツは、催行時間1～2時間または半日程度の新規体験コンテンツを5つ以上開発することを目標とし、インバウンドを見据えながら、主として国内個人旅行者向けとする。
- ・開発にあたっては、外部目線の意見を取り入れたものとする。（例：旅行会社等によるモニタリング、アンケート調査、市内観光事業者への聞き取り等。）

※特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは対象外

例）モニターツアーなどに係る旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）

例）各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費

- ・次年度以降も継続して販売可能なものを前提とする。

（3）販売整備（コンテンツの磨き上げ）

- ・（2）で開発した体験コンテンツをタリフ化する。
- ・開発した体験コンテンツについて、販促等につながる魅力的な写真撮影を行う。撮影した写真の著作権は魚津市に帰属し、市内事業者も二次利用可能とする。
- ・令和5年度に同事業で開発し販売に至っていない既存のコンテンツ（※）についても、事業者の意向を確認した上でより詳細なタリフを作成し、魚津市観光協会HP内にコンテンツを掲載できる状態まで完成させる。【リンク先（<https://uozu-kanko.jp/plan/>）】OTA掲載が可能な事業者については、OTA掲載までフォローアップを実施する。

※既存のコンテンツは以下表のとおり（8つ）

なお、契約締結後、委託事業者には、令和5年度に同事業で開発したコンテンツの資料（企画内容）を共有する。

コンテンツ名（開発事業者）
① 港町を歩き、干物の食べ方紹介（土産物店）
② 魚津漆器に触れ、作り、使う（工芸店）
③ 魚津の発酵を体感するサイクリングツアー（染職人）
④ りんごの収穫・りんご飴作り体験（りんご農園）
⑤ 市場見学（漁協）
⑥ かご漁体験（漁協）
⑦ 地引き網体験（漁協）
⑧ 魚津のスナック体験ツアー（飲食店）

- ・OTA掲載のためのフォローアップを実施する。

- (4) 受託した全ての業務完了後に、成果物として報告書を提出する。
- (5) 提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

5. 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。(オンライン可) その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

6. 受託者に提出を求めるデータ

実績報告(活動報告、活動写真データ、アンケート結果等)や、その他市が求める情報等

7. 業務期間

契約締結日から令和7年3月19日(水)まで

8. 業務委託金額

7,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

※内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の対象事業

9. 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

10. その他留意事項

- (1) セミナーの開催および体験コンテンツ企画・開発にかかる費用(人件費、旅費、使用料等)、外部モニタリングを実施する場合の費用(交通費、宿泊費、飲食費、体験料、旅行業務取扱料等)、販売整備に係る費用(撮影費、印刷費等)、報告書作成に係る費用(人件費等)、一般管理費、その他委託者が認めた本事業の目的達成のために必要な費用を、本業務の委託料に含む経費とする。また、受託者が委託料により備品を購入した場合は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。

- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に務めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。

魅力的な体験コンテンツ開発業務委託【選考評価表】

審査項目	評価事項	点数
業務実施 の効果	十分な効果が得られるよう工夫されているか	／20 点
業務実施体制 の信頼性	市内事業者との調整等、実現できる実施体制か 連携機関等はあるか	／10 点
業務実績	過去に同様の事業実績があるか	／10 点
実施 スケジュール	無理がなく効果的なスケジュールか	／5 点
委託金額	経費配分は明瞭かつ適正か	／5 点
合 計		／50 点

魅力的な体験コンテンツ開発業務委託【質問票】

質問概要	
内容	
企業名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話番号	
Mail	

※質問受付期間は、令和6年5月28日(火)～6月6日(木)17時まで

※質問に対する回答は、HP で公表します。(企業名等は非公開)

担当者：魚津市商工観光課観光戦略係

高嶋、^{まきぎ}時崎

TEL : 0765-23-1025

FAX : 0765-23-1060

Mail : kanko@city.uzu.lg.jp

魅力的な体験コンテンツ開発業務委託 プロポーザル参加申込書

魚津市長 村椿 晃 あて

企 業 名

代表者名

魅力的な体験コンテンツ開発業務委託のプロポーザル参加者として申し込み
したく下記のとおり提出します。

所在地	
担当者	
電話番号	
FAX 番号	
Mail	

※令和6年6月6日(木)17時までに FAX・メール等で提出してください。
(時間厳守)

担当者：魚津市商工観光課観光戦略係
高嶋、^{まきざき}蒔崎

TEL : 0765-23-1025

FAX : 0765-23-1060

Mail : kanko@city.uzo.lg.jp